長野県バスケットボール協会ユース育成委員長

圓山 正明

新型コロナウィルス感染症と長野県育成センター事業の実施可否について

新型コロナウィルス感染症に伴い、様々なイベントや大会が中止や延期となる中、長野県育成センター(以下 DC)事業の開催可否について以下のように位置付けておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

◆長野県 DC としての考え方

1. できうる範囲で実施する

選手育成の観点から「できうる範囲で実施する」

2,安全を担保する

3.大規模大会と違う小規模なイベント

DC は観客がいないこと、1 単位の DC が 20 名程度ある小規模イベントであることから 同一カテゴリーの大会開催の可否とすべて連動して実施の可否を決定することはできない。

■実施の可否判断

JBA バスケットボール事業活動ガイドライン(以下 JBA ガイドライン)では、

「実施の可否は、政府・都道府県からの発出される情報から総合的に判断する」となっている。

◎総合的な判断となる要因

- 1,政府の新型コロナウィルス感染症対策本部の指針
- 2,新型コロナウィルス感染症長野県対策本部の指針(以下 長野県対策本部指針) 感染レベルに応じた指針内容
- 3,選手の参加可否状況
- 4,会場の確保状況
- 5,同一カテゴリーの大会等の状況
- 6,同一カテゴリーの男女別の実施可否
- 7,市町村教育委員会、該当校の制限
- 8,他競技の実施状況

□選手・保護者の皆様へ

1,計画と連絡

上記理由により、新型コロナウィルス感染症の沈静化を想定して DC の計画を作成したします。

また、上記理由により中止せざるを得ない場合もあります。

なるべく早く実施の可否を決定したいと考えますが、極めて判断が難しい場合、連絡が遅くなることもあります。 この点についてご理解をお願いいたします。

2.不安による欠席

選手の体調不良や参加への不安がある場合は、コーチに連絡して欠席してください。

欠席することによって、不利益となる取り扱いは一切いたしません。

【参考資料】IBA バスケットボール活動再開ガイドライン第 3 版・抜粋

■事業・活動実施方針と事業の判断基準

- 1) 事業・活動実施方針(2021年1月8日スポーツ庁通達(新型コロナウィルス感染症の対処に関する全般的な方針)参考)
- ① 主催者は、新型コロナウィルス感染拡大の兆候ありと判断した場合には、事業・活動の制限や中止について、適切に判断することを厭わない。
- ② 主催者は、事業・活動実施のためには新型コロナウィルス感染対策の徹底が大前提であることを再確認し、事業・活動実施を検討する。
- ③ 主催者は、これまでの感染拡大期の経験を踏まえ、より効果的な感染対策等を講じ、参加者に実施を徹底させる。
- ④ 主催者は、緊急事態措置を実施すべき区域においては、バスケットボール事業・活動を幅広く止めるのではなく、 感染リスクが高く感染拡大の主な起点となる場面に効果的な対策を講じながら、事業・活動の実施を検討する。
- ⑤ 主催者は、緊急事態措置を実施すべき区域以外の地域においては、地域の感染状況や自治体の発出する情報を踏まえながら、 感染拡大の防止とバスケットボール事業・活動との持続的な両立を図っていく。その際、感染状況は地域によって異なること から主催者が適切に判断する必要があるとともに事業・活動に繋がりのある地域の感染状況に留意する必要がある。
- ⑥ 本ガイドラインの実践と科学的知見に基づく進化を促していく。

都道府県協会においては、以下部活動についてスポーツ庁から発出されている通達を遵守しながら、各都道府県での状況を 踏まえ、都道府県内・ブロック内の事業・活動について判断をしてください。

2) 事業・活動の判断基準 (新規)

JBA バスケットボール活動再開ガイドライン第 1 版、第 2 版で示していた判断基準は、2020 年 5 月 14 日に政府の専門家会議が示した「3 区分」を元に「活動レベル」を設定し、活動レベルに応じて実施事業の目安を提示していました。しかし活動する上で、各都道府県の活動レベルの実態把握の難しさから整合性がとれないことも存在していました。

本ガイドラインでの判断基準は「政府、都道府県(知事や教育委員会等)、行政機関(首長や市町村教育委員会等)から発出されるイベント開催制限等により活動制限や活動停止が指示された場合および主催者の総合的判断 | とします。

主催者は、事業・活動実施都道府県内の感染状況(「ステージを判断するための指標」下記に記載)、自治体の方針(移動制限、イベント開催制限、会場借用の可否等)、参加者の所属元方針(学校、連盟等)、開催地の実情等を総合的に鑑み、事業の中止 や制限を決定してください。

また、詳細内容(事業・活動の可否判断等)については、各事業・活動におけるガイドラインや大会要項にて記載するように してください。

■大会要項や実施ガイドラインに記載すべき事項

以下の事項を主催者側で予め決定し、参加チームに大会要項や実施ガイドラインで周知しておいてください。

- ・「大会中止に至る状況」に該当した場合、大会中でも急遽中止せざるを得ない場合があること。
- ・主催者は、大会までに陽性者の回復、濃厚接触者の隔離期間解除がなされない場合は、出場禁止または参加資格を取り消すことができること。
- ・主催者は、出場チームに感染疑いが生じて安全性の判明が間に合わない場合は、出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すことができること。
- ・主催者は、大会中に出場チームに 37.5 度以上の発熱者および別に記載の COVID-19 を考慮する症状を有する者が生じた場合は、出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すことができること。

【参考資料】新型コロナウィルス感染症長野県対策本部・抜粋

2021年1月6日

新型コロナウィルス感染症長野県対策本部は小諸市に対して「特別警戒Ⅱ」を発令し、以下の標記となっています。

特別警戒 II (レベル 5)と長野県対策本部

1,大人数が集まるイベント等の実施に係わる慎重な検討についての協力

小諸市において全国的な人の移動を伴うイベントまたは参加者が1000人を超える大規模イベントを 主催する事業者の皆様に、県に事前相談するよう求めるとともに観戦リスクを低下させるための 対策について十分検討していただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。 また、上記以外の小規模なイベントの開催にあたっても感染防止策を徹底するよう協力を要請します。

2,公民館等人が集まる公共施設の使用停止を要請

公民館や集会所など人が集まる公共施設の使用停止を小諸市に要請します。